

# 介護保険だより

平成27年 4月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 平成27年度介護給付費等請求締切日及び支払予定日について

サービス提供月	窓口での請求締切日	支払予定日
27年3月	27年4月10日(金)	27年5月27日(水)
4月	5月8日(金)	6月29日(月)
5月	6月10日(水)	7月28日(火)
6月	7月10日(金)	8月27日(木)
7月	8月10日(月)	9月28日(月)
8月	9月10日(木)	10月27日(火)
9月	10月9日(金)	11月27日(金)
10月	11月10日(火)	12月25日(金)
11月	12月10日(木)	28年1月27日(水)
12月	28年1月8日(金)	2月26日(金)
28年1月	2月10日(水)	3月29日(火)
2月	3月10日(木)	4月27日(水)

### ◇ 伝送での請求

毎月10日(23時30分まで)までに伝送してください。

### ◇ 磁気媒体(FD等)または紙での請求

上記の「窓口での請求締切日」(17時15分まで)までに提出をお願いいたします。

なお、送付の場合も締切日までに到着するようお願いいたします。

※ 受付期間中は、窓口が混みあうため、お待たせする場合がございます。申し訳ありませんが、御了承願います。

## 「介護給付費等の請求及び受領に関する届」の提出について

事業所の届出内容に変更が発生する場合、介護給付費等の請求及び受領に関する届（以下「届」という）を提出してください。

なお、お問い合わせが多い内容を、以下のとおりお知らせいたします。

### 1 提出期限について

#### （1）請求方法を変更する場合

- 例)・請求方法を磁気媒体から伝送に変更したい
- ・伝送用電話番号を変更したい（ISDN回線使用の場合）
- ・インターネット請求を開始したい 等

変更する月の前月10日までに提出してください。

例) 5月の請求から請求方法を変更したい → 4月10日までに提出

#### （2）介護給付費の振込先や口座名義を変更する場合

- 例)・振込先を変更したい
- ・代表取締役が替わり、口座名義に変更が発生した 等

変更する月の10日までに提出してください。

例) 4月末の振込から口座名義等を変更したい → 4月10日までに提出

#### （3）事業所名称、所在地、電話番号等を変更する場合

- 例)・事業所が移転した 等

変更が発生した場合は、指定を受けた機関（県庁または市役所等）に届け出た上で、国保連合会にも速やかに届を提出してください。

なお、提出の時期によっては、処理の都合上、国保連合会からの帳票類に変更前の事業所名称等が表示されることがありますので御了承ください。

### 2 お願い

（1）記入漏れや押印漏れがないよう、提出前にもう一度確認してください。また、変更がない部分も含めて、すべての項目への記載をお願いいたします。

（2）振込口座や口座名義人の変更の場合は、通帳の表紙と見開きページのコピーを添付してください。

### 3 その他

「介護給付費の請求及び受領に関する届」の用紙は、国保連合会のホームページからダウンロードできます。

また、記載項目の説明や記載例も併せて掲載されていますので、御覧ください。

## インターネット請求について

### 1 伝送ソフトについて

インターネット請求を行うためには、専用の伝送ソフトが必要です。お使いのソフトがインターネット請求に対応しているか、御確認ください。なお、ソフトを新たに準備する場合は有償となります（障害者総合支援のインターネット請求に使用するソフトは無償提供されていますが、介護保険については有償です）。詳しくはソフトの販売元へお尋ねください。

### 2 電子証明書について

インターネット請求の場合、その請求が真に名義人によってなされたものであるかを介護電子請求システム上で確認するため、ユーザ（事業所）には予め電子証明書を取得していただいております。（代理請求の場合を除く）

証明書は、1通あたり13,200円の発行手数料がかかり、有効期間は3年となります。発行手数料は有効期間が開始となる月の請求額（翌月の支払額）から差し引かさせていただきます。

### 3 代理請求について

一つの事業者（法人）で複数のサービス事業所を運営している（複数の事業所番号をもっている）場合、代理請求の方式をとることができますのでご検討ください。代理請求の対象となるのは以下の場合です。

#### ① 同一事業者

- ・一つの法人で複数の事業所番号をもつ場合
- ・本店が支店の請求をまとめて行う場合
- ・一つの法人で介護保険事業所と障害者総合支援事業所をもつ場合

#### ② 第三者

- ・事業所から委託を受けた第三者

#### ③ 地方自治体

- ・市区町村

代理請求を選択すると、代理人用の電子証明書（3年間有効）が発行され（介護用13,200円、介護・障害共通用13,900円）、1通の証明書で複数の事業所（100事業所まで）の請求が可能です。

代理請求の場合、請求情報の送信及び審査関係帳票の受け取りは、すべて代理人が総括して行います。これまでの伝送請求とは異なる部分です。群馬県国保連合会のホームページに「代理人申請電子請求を始める前に」を掲載しておりますので、検討の際はこちらも御確認ください。

#### 4 証明書発行期間について

連合会での証明書の発行依頼処理は、事業所様が証明書の発行申請処理をされた日にかかわらず、原則2日から10日に行うこととさせていただきます。

インストールは概ね、発行依頼処理を行った日の19時以降に可能となります。

- ① 2日から10日までの期間中は、連合会端末に16時頃までに到着した分を当日扱い、それ以降に到着した分は、翌日扱いといたします。

ただし、10日の16時以降に発行申請処理をされた場合には、11日扱いとなるためインストールは翌月2日の19時以降に可能となります。

- ② 代理請求で入金を選ばれた場合には、発行申請処理がされた状態で、指定口座への入金を確認できた日に発行依頼処理を行います。

- ③ 土日祝日等、発行依頼処理を行っていない日がございますので、予めご了承ください。また、10日が土日祝日の場合、請求の締切は10日の23時30分までですが、証明書の発行依頼処理は行っておりませんのでご注意ください、

#### 5 介護電子請求ヘルプデスクについて

インターネット請求に関する問い合わせ先として、「介護電子請求ヘルプデスク」が開設されています。電子請求受付システムの導入や操作方法等、不明な点は下記にお問い合わせください。

《介護電子請求ヘルプデスク》

電 話：03-3985-3277

050-3388-7065

F A X：03-3985-6643

E-mail：[mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp](mailto:mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp)

《受付時間》

- ① 請求期間（毎月1日～10日） 日曜・祝日の受付は行われません。  
平日 10:00～19:00  
土曜日 10:00～17:00
- ② 請求期間以外（11日～月末） 土曜・日曜・祝日の受付は行われません。  
平日 10:00～17:00

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護審査係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 市町村会館2階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>  
（または「群馬県国保連合会」で検索）